

# これからの保育情勢と全私保連の取組

（公益社団法人）全国私立保育連盟

副会長 塚本 秀一

# 子ども・子育て会議

令和3年度～ 保育三団体各委員名

社会福祉法人	全国保育協議会副会長	森田信司
公益社団法人	全国私立保育連盟常務理事	望月昌幸
社会福祉法人	日本保育協会女性部長	山内五百子

# 令和3年度子ども・子育て会議(1)

日程	議事内容	発言要旨
6月 18日 (金)	(1) 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに関するフォローアップについて (2) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>地域区分の在り方</b>については、隣接地域との差が大きくなるような形での更なる改善をお願いしたい。</li> <li>• 保育士や保育所等の魅力向上とその発信については、国としても魅力向上のため の情報発信やPRなど検討いただきたい。</li> <li>• 看護師等免許保持者類似の届出制度の導入は、別の有効な手立てがないかについても検討いただきたい。</li> <li>• <b>保育教諭の資格特例</b>については、前向きな検討を願う。</li> <li>• <b>幼稚園教諭免許・保育士資格の一本化</b>については、<b>子ども庁の設立</b>とともに、必要な検討を始めていただきたい。</li> <li>• 処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の必須化時期に関して、引続き、<b>各自治体での研修が一層充実し、研修機会の確保が十分になされるよう働きかけ</b>をお願いしたい。</li> <li>• <b>全国団体が開催する保育士等キャリアアップ研修</b>について、国で一括して認定が受けられるよう、早急にご検討いただきたい。</li> <li>• 「地方分権に関する提案募集への対応」の中の、<b>保育所等の居室面積に係る基準</b>について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更は、<b>子どもの発達</b>の観点から反対する。質の向上を目指している方向性とも逆行する。</li> <li>• <b>幼児教育・保育の無償化</b>について、1号認定と2号認定における満3歳児の取り扱いの不整合の解決を期待する。</li> <li>• 新制度施行時の約束であった、量と質の向上のための<b>0.3兆円超の財源確保</b>を早急に実現していただきたい。</li> </ul>
10月 11日 (月)	(1) 子ども・子育て支援をめぐる課題について (2) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>保育者の処遇</b>は、その責任に見合う評価が適正にされないまま、<b>全産業の労働者との賃金格差が是正</b>されていない。早急な対応をお願いするとともに、<b>保育の量と質向上のための0.3兆円超の財源確保</b>も実現していただきたい。</li> <li>• 今まさに人口減少に直面し運営が厳しい施設も多くあり、<b>定員割れに柔軟に対応</b>することのできる<b>定員管理</b>や、<b>少子化地域</b>に対応した<b>公定価格の検討</b>、<b>加算要件の見直し</b>等をお願いしたい。併せて、<b>地方への移住支援体制を強化</b>することが、<b>地域経済の活性化</b>や<b>人口減少の歯止め</b>になると考える。国として積極的に進め、<b>新たな国づくりの形</b>としていただきたい。</li> <li>• 段階的な研修修了要件について、<b>新設園や開園間もない施設が要件を満たすことができない場合も考え、猶予期間の設定を検討</b>いただきたい。また、都道府県での受講格差、新型コロナウイルス感染症拡大への懸念から、<b>eラーニング等を活用した研修受講機会を増やす</b>、さらなる<b>後押し</b>をお願いしたい。</li> <li>• <b>処遇改善等加算Ⅰ及びⅡ</b>について、自治体の理解に差があり、<b>加算認定の遅れ</b>にもつながっている。FAQを理解しなければ判断できない<b>仕組みの改善</b>をお願いしたい。</li> <li>• <b>1号認定子どもと2号認定子どもの満3歳児における無償化の取り扱い</b>は、利用者にとって不合理な制度と考えている。さらに4月生まれと3月生まれでは、利用者負担額に11ヶ月もの違いが生じます。早急に解決していただけるようお願いしたい。</li> <li>• 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直し等に基づく自治体の基幹業務等システムの統一・標準化の方向性については理解できる。十分な検証を行い委託費の支払いが遅れるなど保育現場が不利益をこうむることのないよう配慮願う。</li> </ul>

# 令和3年度子ども・子育て会議(2)

日程	議事内容	発言要旨
12月8日 (水)	(1) 公定価格等について (2) 基本指針の改正について (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公的価格評価検討委員会に向けて)公定価格について適正な評価がなされているのか疑問に感じるところがある。保育所は「私立保育所の運営に要する費用について」で、内訳の一部が公表されているが、積み上げの詳細については非公表である。積み上げ方式を基礎とした公定価格の設定が現状に合ったものなのか、職員の俸給表格付等含めて議論をお願いしたい。</li> <li>・「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」取りまとめ(案)において、0歳～2歳までの未就園児家庭に対する虐待・貧困等の課題も、今後国策として進めていく必要性を強く感じる。週1～2回程度の保育施設利用については、現行の一時保育事業とは別に新たな仕組みとして位置づけていただきたい。</li> <li>・経済対策としての9,000円(3%)については全職員を対象としていただきたい。</li> <li>・すでに人口減少地域では保育事業の維持さえ厳しくなっており、地域の子育て機能が失われる事態にもなっている。実態に合わせた利用定員変更を可能とする対応、主任保育士専任加算等を受けるための加算要件見直しをお願いしたい。</li> <li>・定員増を伴わない施設整備、地方版子ども・子育て会議の活性化への後押し。</li> </ul>
2月1日 (火)	(1) 子ども・子育て支援新制度に関する予算案等について (2) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士等給与3%程度(月額9,000円)引き上げの保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業についてのご配慮に感謝申し上げます。ただ、コールセンターに問い合わせを行っても、要綱及びFAQに書かれている事以外の質問については回答が得られないとの話を聞いている。また、市町村で独自ルールをつくっているという話もある。早急な対応をお願いする。</li> <li>・来年度の入所調整が各地域で始まっているが、入所児童の減少、特に0歳児の入所がかなり減少しているようである。特定加算部分の要件について、要件を満たすことができず、加算が受けられなくなることにより施設運営に支障が出るとの見通しを持つ施設長もいる。加算要件の緩和や、どの施設でも加算を受けられる要件の追加をお願いしたい。</li> <li>・チーム保育推進加算については、保育所だけ「職員の平均経験年数が12年以上であること」とされており、「なぜ保育所だけ」と疑問視する声が多くあがっている。その理由について明確な説明をお願いするとともに、要件の緩和をお願いしたい。</li> <li>・その他、新型コロナウイルス感染症の対応について及び地方版子ども・子育て会議の活性化について等意見書を提出している。ご参照願いたい。</li> </ul>

# 保育三団体協議会の取り組み

R4幹事団体は全私保連

# 令和3年度 保育三団体協議会(1)

日程	議題
4月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政説明(厚労省保育課・内閣府説明)</li> <li>(2) 保育三団体協議会 要望活動の進め方について</li> <li>(3) 新型コロナウイルス感染症への対応について</li> <li>(4) 地域における子育て支援のあり方検討と児童福祉法改正の動きについて</li> <li>(5) 「こども庁」創設に向けた動きについて</li> </ul>
6月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育三団体協議会 予算要望書と要望活動の進め方について</li> <li>(2) 新型コロナウイルス感染症ワクチンの職域接種について</li> <li>(3) 自民党 性暴力防止プロジェクトチーム ヒアリングについて</li> </ul>
6月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども・子育て会議(第57回)の議題等について(厚労省保育課・内閣府説明)</li> <li>(2) 令和4年度予算制度要望書について</li> </ul>
7月7日(水)	三団体代表者による要望手交(厚生労働省・内閣府)
7月29日(木)	保育三団体コア会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会について</li> <li>(2) 保育関係予算・制度等の緊急要望(案)～ポストコロナ社会を展望して～について</li> </ul>
8月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育三団体協議会 緊急要望について</li> <li>(2) 文科省「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を所管する幼児教育課との意見交換に向けて</li> </ul>
10月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和4年度保育関係予算・制度等に向けた要望について</li> <li>(2) 子ども・子育て会議(第58回)の議題等について(厚労省保育課説明)</li> </ul>
10月22日(金)	三団体代表者による要望手交(厚生労働省・内閣府・財務省)
11月15日(月)	三団体代表者による要望手交(国会議員)

# 令和3年度 保育三団体協議会(2)

日程	議題
12月6日(月)	(1) 公的価格評価検討委員会への意見について (2) 子ども・子育て会議(第59回)の議題等について(厚労省保育課説明) (3) 「こども庁」について
12月17日(金)	保育三団体コア会議 (1) 「こども家庭庁」について (2) 保育関係予算・制度等の要望書について
1月31日(月)	(1) 保育士等の処遇改善について(各地域の情報共有) (2) 子ども・子育て会議(第60回)の議題等について(厚労省保育課説明)
3月18日(金)	(1) 文部科学省幼児教育課(架け橋特別委員会)との意見交換 (2) 令和4年度の保育三団体協議会運営について

# 令和4年度 保育三団体協議会

日程	議題
令和4年4月13日	参議院自由民主政策審議会 要望書手交 ※保育三団体資料 1
令和4年4月18日	自民党社会福祉議員連盟 要望書手交 ※保育三団体資料 1

# 保育関係予算・制度に向けた要望

令和4年4月  
保育三団体代表者連盟

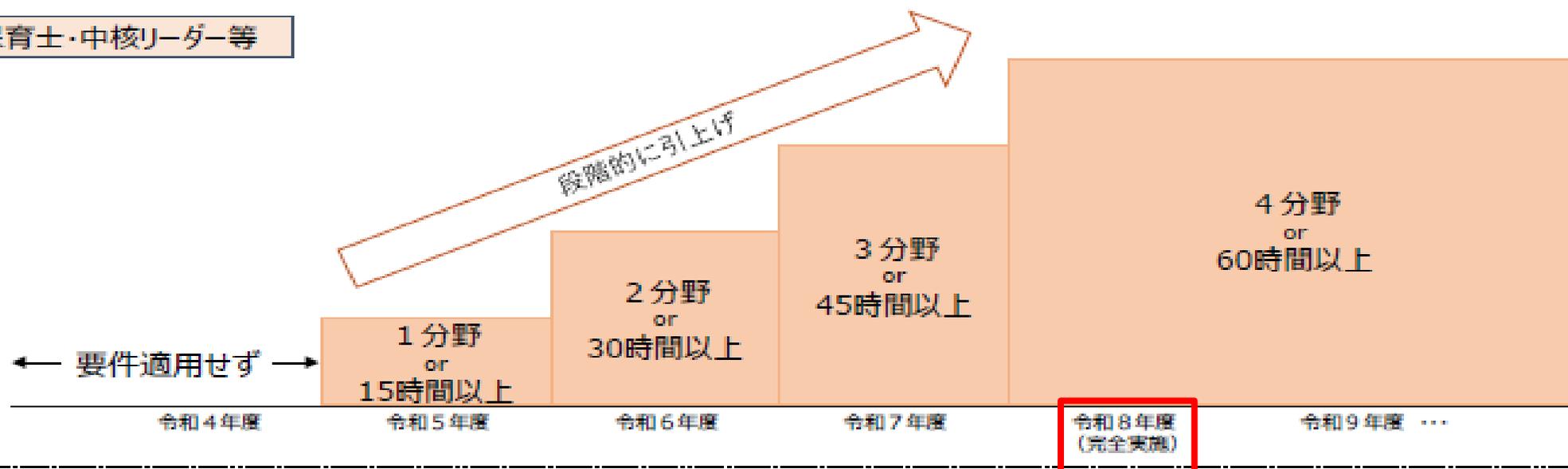
1. 子どもの最善の利益を考慮した福祉増進の為の環境づくり
  - (1) 公定価格の充実
  - (2) 保育の質・機能の向上のために
  - (3) 安全・安心な保育の継続に向けて
2. 「こども家庭庁」の創設にあたって
3. 人口減少地域における保育施設への振興対策等の実施

# **施設型給付費等に係る処遇改善等加算 Ⅱに係る研修受講要件について**

## 研修修了要件の取扱いについて（案）

- 新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わない。
- 研修受講の重要性和円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする。
- 副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、令和6年度以降、毎年度1分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

### 副主任保育士・中核リーダー等

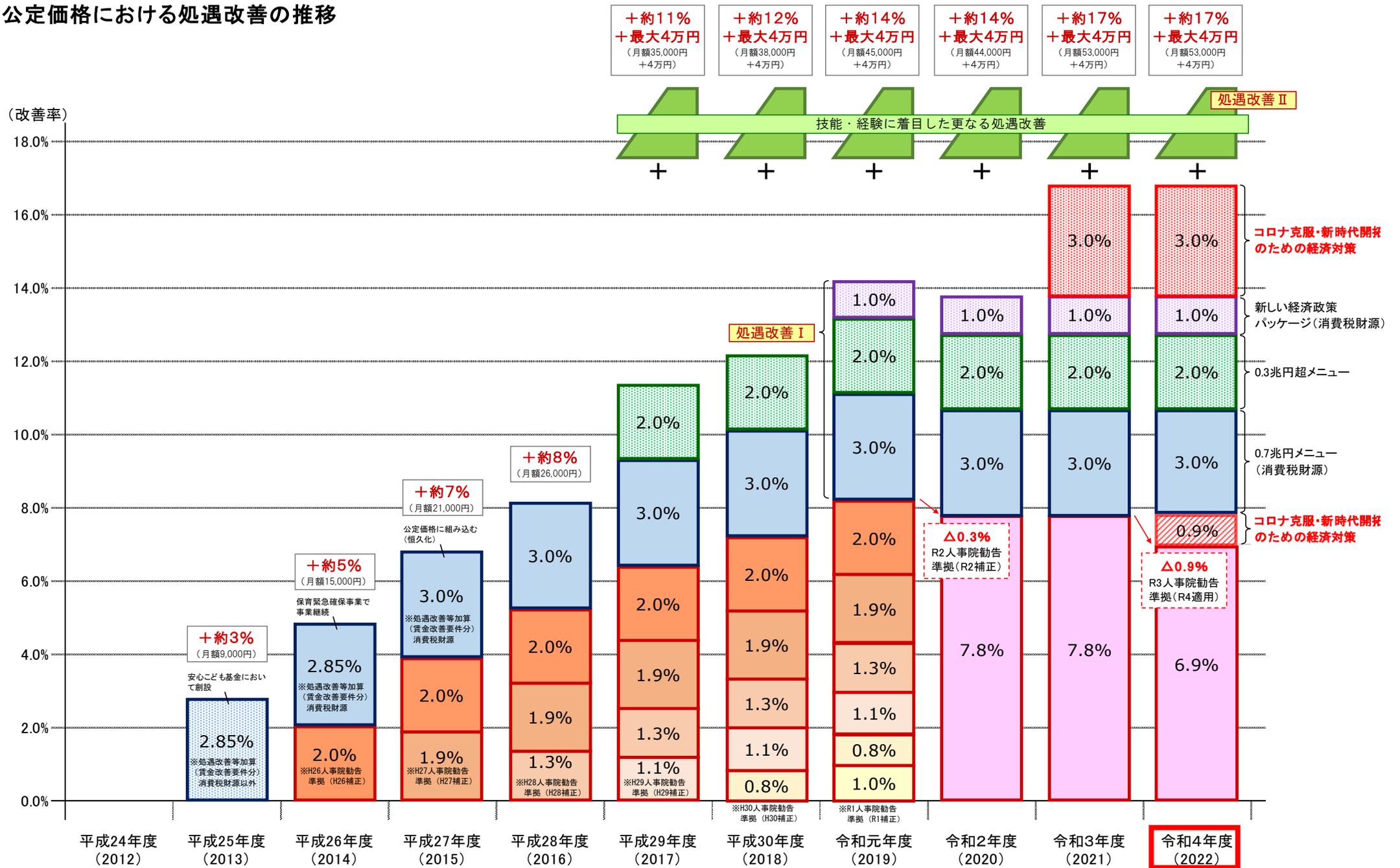


### 職務分野別リーダー・若手リーダー



# **保育士・幼稚園教諭等処遇改善 臨時特例事業について**

# 公定価格における処遇改善の推移



# 経済対策及び令和3年度国家公務員給与改定を踏まえた公定価格等の対応について

## 1. 保育士・幼稚園教諭等を対象とした処遇改善

- ・経済対策に基づき、保育士・幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

※公定価格とは別の補助金により実施。（令和3年度補正予算案、補助率：国10/10）

※令和4年9月までの措置。令和4年10月以降については、処遇改善の効果を継続させるための公定価格の見直しを行う方向で、令和4年度予算編成過程で検討。

※実際の引上げにおいては、職員の配置状況や経験年数に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

※都道府県・市町村における事務費を併せて補助。

※放課後児童クラブ・社会的養護関係施設の職員についても、同様の措置を実施。

※公定価格の対象でない私学助成を受ける幼稚園の教諭等についても、同様の引き上げを行う園への支援を別途行う。

## 2. 令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定への対応

- ・公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。
- ・令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、令和4年6月期の期末手当において調整することとされたことを踏まえ、令和4年4月分の公定価格から反映する見込み。
- ・ただし、経済対策に基づく、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げる措置を実施するため、国家公務員給与の改定に伴う公定価格の減額に対応するための補助を、令和3年度補正予算案において、上記の経済対策に基づく処遇改善と併せて措置。

### 【参考】令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容

月例給は据え置き

期末手当の引下げ（▲0.15月分）

※予算上の常勤の保育士、幼稚園教諭等に係る年額人件費：394万円→391万円(▲3万円(▲0.9%))

# 公的価格評価検討委員会

今般の経済対策における措置も踏まえた上で、公的価格に関する今後の処遇改善の基本的考え方、処遇改善の方向性について、中間整理を行ったもの。

1. はじめに … 今回の検討の経緯について整理
2. 公的価格の制度について … 報酬・価格の決まり方や、既存の処遇改善の仕組み、費用負担、各職種の賃金の現状について整理
3. 経済対策における措置 … 当該措置について評価しつつ、現場に着実に行き渡るよう必要な対応を進めること等を指摘

## 【4（1）処遇改善の基本的考え方】

- ・新しい資本主義において、人への分配は、「コスト」ではなく、未来への「投資」。官と民が共に役割を果たすことで、成長の果実をしっかりと分配し、消費を喚起することで、次の成長にもつなげる。これこそが、持続可能な経済、そして、成長と分配の好循環による新しい資本主義を実現するための要。
- ・新たな資本主義を実現するためには、今後も、看護、介護、保育、幼児教育などの分野において、その仕事に見合った適切な処遇が行われるよう、収入の引上げが持続的に行われる環境整備が必要。

## 【4（2）処遇改善の方向性】

### 介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭

- ・処遇改善の最終的な目標は、職種毎に仕事の内容に比して適正な水準まで賃金が引き上がり、必要な人材が確保されていること。
- ・その際、他産業との乖離や有効求人倍率、他の職種との比較や各職種間の均衡、仕事の内容、労働時間、経験年数、勤続年数なども考慮すべき。
- ・今後、医療・福祉分野のマンパワーのニーズが大きく増加すると見込まれることも踏まえ、特に2020年代にこうした取組に注力すべき。
- ・経験年数や勤続年数に応じた処遇改善の取組は、職場への定着や経験・技能の高度化等につながる。
- ・経験・技能のある職員に重点化した処遇改善の在り方について検討し、次なる目標として、経験・技能のある職員について、仕事の内容と比して適正な水準であるかという点も考慮しつつ、他産業（適切な他産業がなければ全産業平均）と遜色ない水準とすることを目指すべき。

### 看護職員

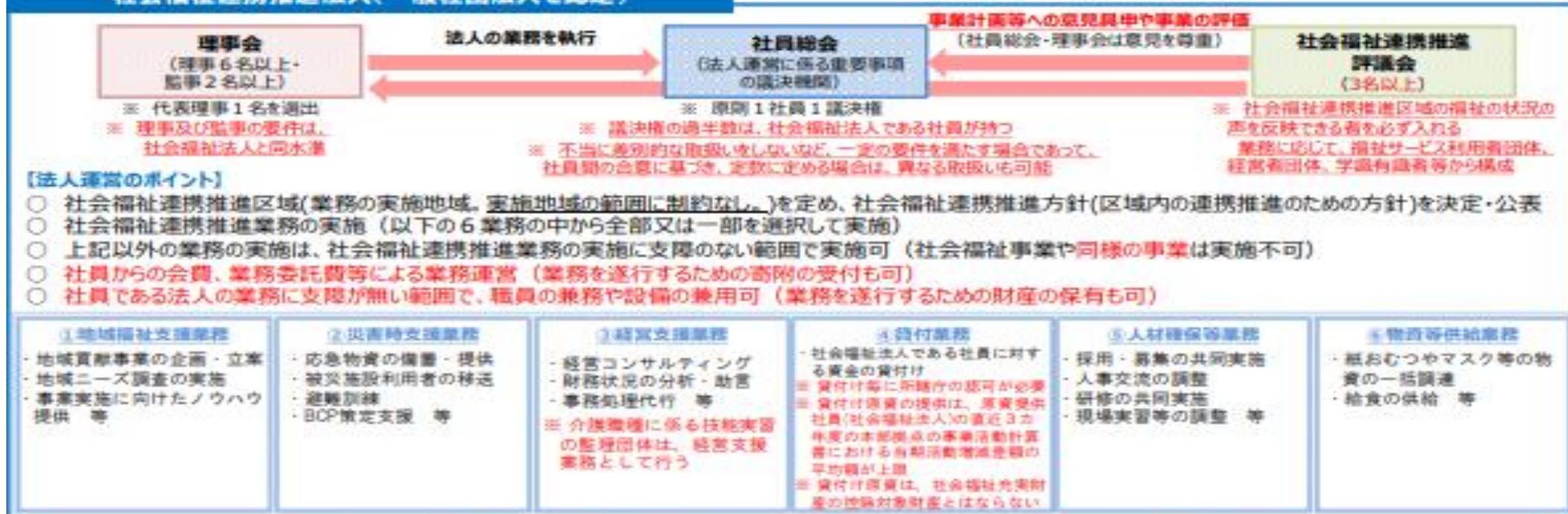
- ・従前より全産業平均を上回る賃金水準である看護師については、今般の経済対策を踏まえ、まずは、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員について、収入を3%程度引き上げていくべき。
- ・管理的立場にある看護師の賃金が相対的に低いこと、民間の医療機関であっても国家公務員の医療職の俸給表を参考としている場合が多いことも指摘されており、今回の措置の結果も踏まえつつ、すべての職場におけるキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき。
- ・あわせて、経験・技術に応じた処遇ルール of 明確化（賃金体系の整備）やタスクシフト・タスクシェアによる業務の高度化・効率化、各職種の養成課程のあり方等の勤務環境の改善についても検討すべき。

- ・今後の処遇改善を行うに当たっては、これまでの措置の実効性を検証するとともに、これまでの措置で明らかになった課題や対象外となった職種も含め、検証を行うべき。
- ・こうした処遇改善を行うに当たっては、全てを国民の負担に回すのではなく、既存予算の見直しや高齢化に伴って増加する医療・介護費の中での分配のあり方などを含め、幅広く検討を行うべき。
- ・本委員会は、処遇改善に向けた政策手法を実現する観点から、それぞれの分野における費用の見える化やデジタル等の活用に向けた課題等について検討し、来夏までに方向性を整理する。

# 社会福祉連携推進法人

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
  - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいすれか)  
 認定・指導監督

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使  
 社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受



## 社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)

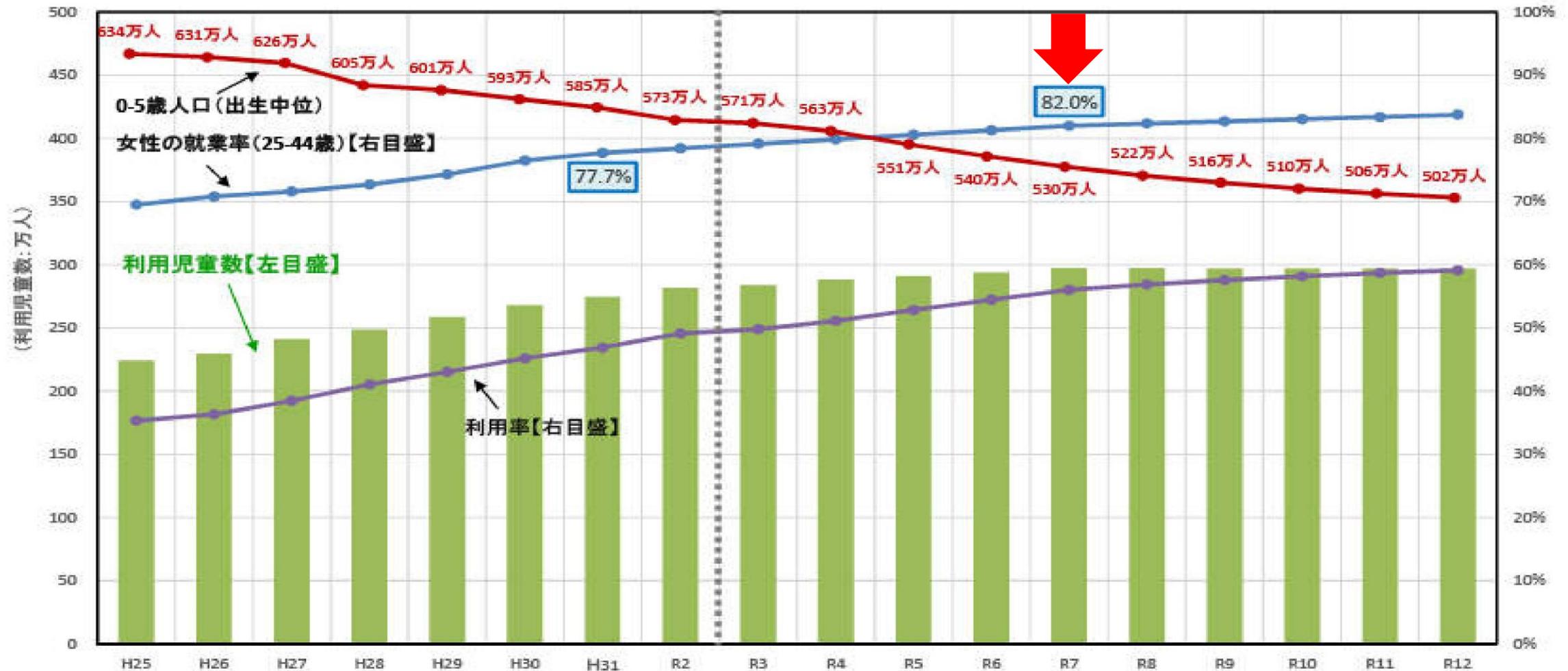


⇒学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

# 地域における保育所・保育士等の 在り方に関する検討会

# 保育所の利用児童数の今後の見込み

○保育所の利用児童数のピークは令和7年となる見込み。



上記の利用児童数は、0～5歳人口を基に、女性の就業率（令和7年：82%、2040年：87.2%）及びそれに伴う保育所等の利用率の上昇を踏まえて機械的に算定したものである。

※1 0～5歳人口については、子どもの推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）による。

※2 女性の就業率については、令和7年に82%との目標（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）に対応するとともに、労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」（平成31年3月29日、経済成長と労働参加が進むケース）において、2040年で87.2%まで伸びると推計されていることを踏まえて設定。

※3 保育所等の利用率については、女性の就業率の上昇に対応するものとして算定。

## 政策の方向性

- これまでの国の保育政策は**待機児童問題への対応が主軸**。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
  - 今後の**人口減少社会**において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
  - 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に**0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化**。
- **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提**としつつ、**個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担**の下で、**他の子育て支援機関等とも連携・協働**した上で、**多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。
- これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担**しながら、**他の関係機関と連携・協働**していくため、**各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し**、そのための**研修体系の構築**など、**総合的な取組を進めていく**。

## 具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

### ①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

### ②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 一時預かり事業のレスパイト・リフレッシュ目的での利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

### ③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

### ④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- ノンコンタクトタイムの確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格等検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等

# 幼児教育と小学校教育の 架け橋特別委員会

**背景** 幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で**学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」**について、モデル地域において具体的に開発し実践を行い、その成果の検証等を実施する調査研究を行う。

## 事業内容

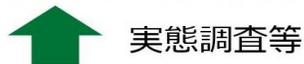
### モデル地域における検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の開発・改善

「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に学びや生活の基盤を育む『**幼保小の架け橋プログラム**』の開発・実践を進める。

#### モデル地域

※重点的に取り組む幼保小を指定

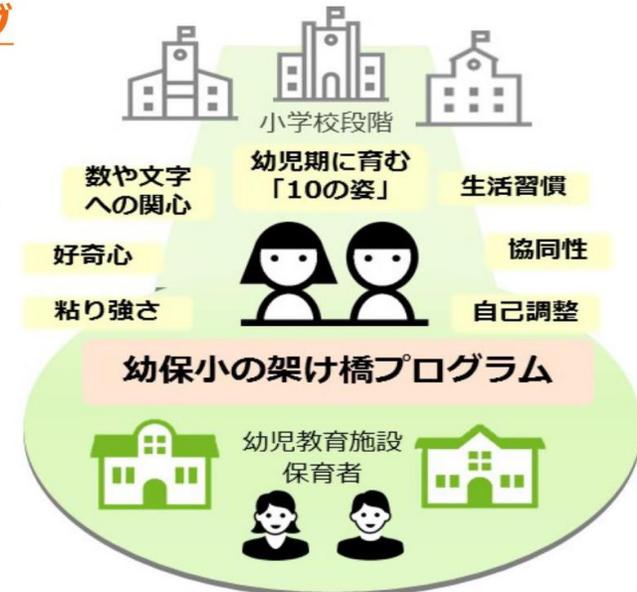
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論の成果を踏まえ、接続期のカリキュラムの開発及び取組の評価
- ・接続期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等を開発・実施
- ・園や小学校におけるカリキュラム、指導計画や保育の計画の作成・実施



#### モデル地域の成果検証

※研究機関による客観的な成果検証

接続期のカリキュラム等に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う



対象校種 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校

委託先 モデル地域として都道府県、市区町村 等

箇所数 12箇所、700万円/箇所 等

委託対象経費 調査研究に必要な経費 (人件費、委員旅費、謝金等)

## 1. はじめに

- 「令和の日本型学校教育」を目指し、質の高い学びに向けた取組を推進中
- 幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、幼児教育の質的向上と小学校教育との円滑な接続を図り、接続期の教育を充実する必要
- 本特別委員会では、初等中等教育分科会の審議要請を踏まえ、全ての子供に学びや生活の基盤を保障するための方策や体制整備等を審議
- 今後さらに、質の保障の仕組みを中心に検討

## 3. 課題

**(1) 幼児教育の質に関する社会や小学校等との認識の共有**

- 幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難く、小学校教育の前倒しと誤解されることがある
- 遊びを通じて学ぶ幼児期の特性の再確認、小学校・家庭・地域と共有

**(2) 0～18歳まで見通した学びの連続性に配慮しつつ、幼保小の接続期の教育の質を確保するための手立ての不足**

- 幼保小の接続の課題
  - ・園の7～9割が小学校との連携に課題意識
  - ・半数以上の園が行事の交流等どまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていない
  - ・スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムがバラバラに策定 など → 学びや生活の基盤の育成に大きな影響
- 特に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実践にどう生かすのかなど、カリキュラムの参考になる資料が少ない

**(3) 格差なく学びや生活の基盤を育む重要性和多様性への配慮**

- 質の高い幼児教育が子供の望ましい発達と学びなどに結びついているとの研究成果
- 一人一人の特性と経験を踏まえた指導が必要

**(4) 教育の質を保障するために必要な体制等**

- 自治体の幼児教育推進体制として、幼児教育アドバイザーの経験に拠るところが大きく、アドバイスの質のばらつきや継続性などに課題

**(5) 教育の機会が十分に確保されていない子供や家庭への支援**

- 教育の機会へのアクセスが十分ではない家庭もあり、教育と福祉の垣根を越え、子供や家庭の総合的・継続的な支援が必要

## 2. 背景

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視
- 幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の向上の必要
- 新型コロナウイルス感染症による学びや生活への影響、デジタル化の対応など
- 特別な配慮を必要とする子供（障害のある子供、外国人の子供等）への対応
- 持続可能な社会の創り手の育成の重要性

## 4. 目指す方向性

**(1) 「社会に開かれたカリキュラム」の実現に向けた質に関する認識の共有**

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、「社会に開かれたカリキュラム」の観点から、小学校以降のカリキュラムと接続し、関係者と認識を共有

**(2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と各園・学校や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの実施**

- 発達の段階を見通しつつ、5歳児から小学校1年生の2年間（「架け橋期」）に着目。全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の実施
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関する理解・活用の促進
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きと参考資料の初版（案）作成、全国的な架け橋期の充実と、モデル地域の実践を集中的に推進
- 架け橋期のカリキュラム開発のイメージ：
  - ・園・小学校、教育委員会、子育て部局等によるカリキュラム開発会議を構成、手引きや参考資料の初版（案）を活用しつつ架け橋期のカリキュラムの開発、研修、教材としての環境の活用等の開発
  - ・これを踏まえ、園・小学校で教育課程編成・指導計画作成、実施
- 進め方のイメージ：
  - ・4つのフェーズ（①基盤づくり、②検討・開発、③実施・検証、④改善・発展サイクルの定着）に対応して、カリキュラム開発会議、園・小学校の取組・体制、自治体の支援体制の視点からイメージ例を提示
- 架け橋期のカリキュラムの共通の視点（例）：
  - ・①期待する子供像、②遊びや学びのプロセス、③園の活動／小学校の単元構成等、④指導上の配慮事項、⑤子供の交流、⑥家庭や地域との連携
- 質保障の枠組み：モデル地域を対象とした調査等、改善事項の整理、全国展開

**(3) 全ての子供のウェルビーイングを保障するカリキュラムの実現**

- 全ての子供のウェルビーイングを保障するため、教育課程編成等、実施、評価・改善

**(4) 幼児教育推進体制等の全国展開による、教育の質の保障と専門性の向上**

- 自治体の幼児教育推進体制の活用支援を強化、指導・助言内容の充実
- 組織的・計画的な研修、合同・参加研修等、ICT環境整備 など

**(5) 地域における園・小学校の役割の認識と関係機関との連携・協働等**

- 教育・福祉等の関係機関と連携・協働、障害のある子供への教育の充実等

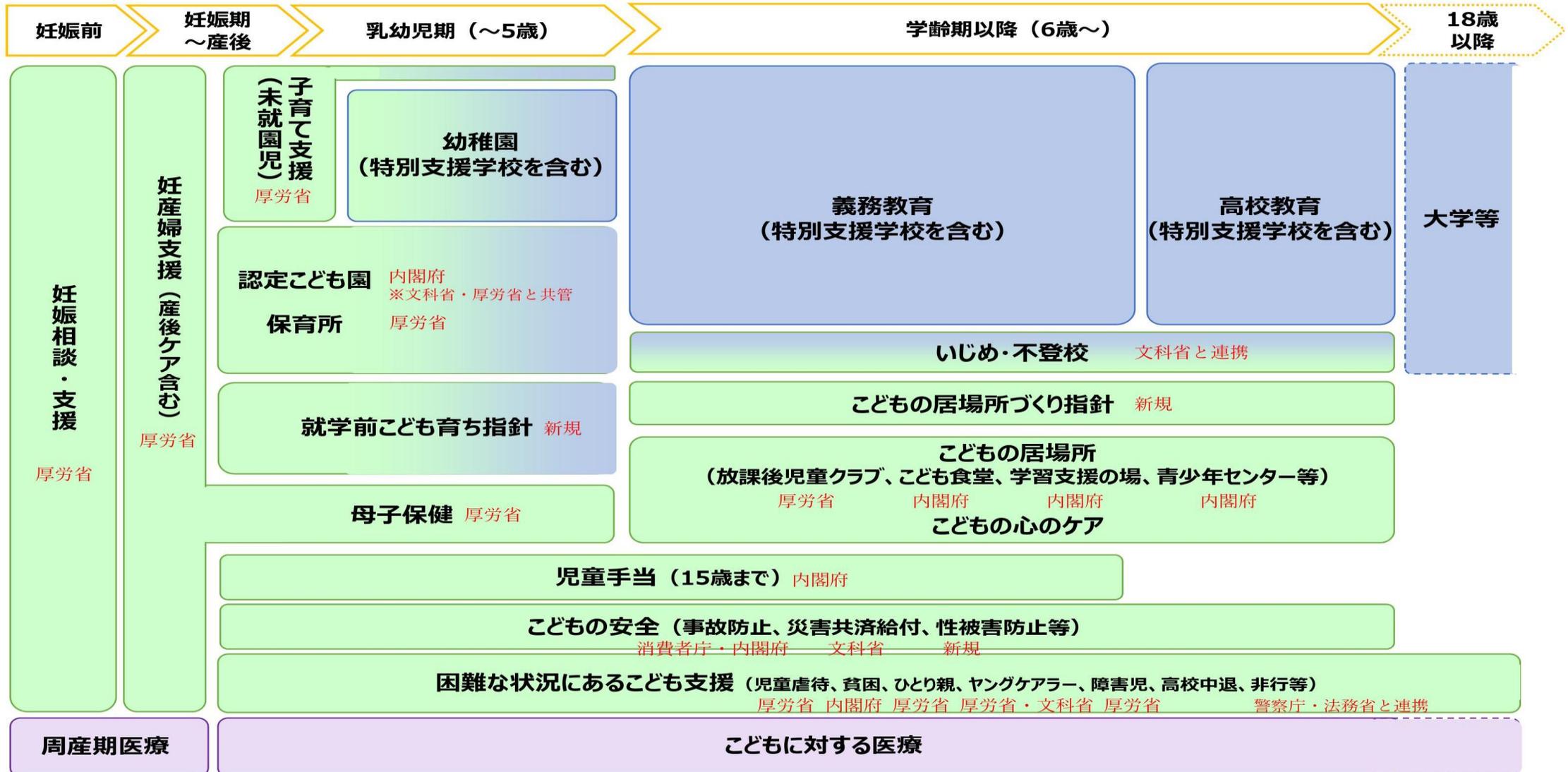
# こども家庭庁 関連

# こども家庭庁の創設について(イメージ)

(参考2)

こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現 (プッシュ型情報発信、伴走型支援)



## 趣旨

こども（心身の発達過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

## 概要

### 1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

### 2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

### 3. こども家庭庁の所掌事務

#### (1) 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
  - ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
  - ・こどもの保育及び養護
  - ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
  - ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
  - ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
  - ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
  - ・こどもの保健の向上
  - ・こどもの虐待の防止
  - ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
  - ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
- 等

#### (2) 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

### 4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

### 5. 審議会等及び特別の機関

- ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管

### 6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

## 趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備を行う。

## 概要

### 1. 関係法律の整備

- (1) 関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されることに伴い、当該事務に関係する法律の規定により関係大臣が行う権限及び関係省庁が発する命令を、それぞれ内閣総理大臣の権限及び内閣府令に改める等の規定の整理を行う
- (2) 幼稚園、保育所及び認定こども園の教育・保育の内容に関する基準の整合性を制度的に担保するため、学校教育法及び児童福祉法を改正し、文部科学大臣が幼稚園教育要領を定めるに当たり又は内閣総理大臣が保育所保育指針を定めるに当たり、それぞれ内閣総理大臣又は文部科学大臣に協議することとする規定を設ける
- (3) そのほか、内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要な協議に関する規定を整備するなど、関係法律の規定の整備を行う（医療法、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 等）

### 2. 行政組織に関する法律の整理

- (1) 内閣府本府、文部科学省及び厚生労働省について、こども家庭庁にその権限の一部が移管されることに伴い、所掌事務の規定並びに審議会及び特別の機関の規定の整理を行う
- (2) こども家庭庁の所掌事務を掌理する内閣府特命担当大臣※を置き、当該大臣が掌理する事務に関する規定を整理する  
※ 各省大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求める権限や勧告する権限等を有する

### 3. 経過措置

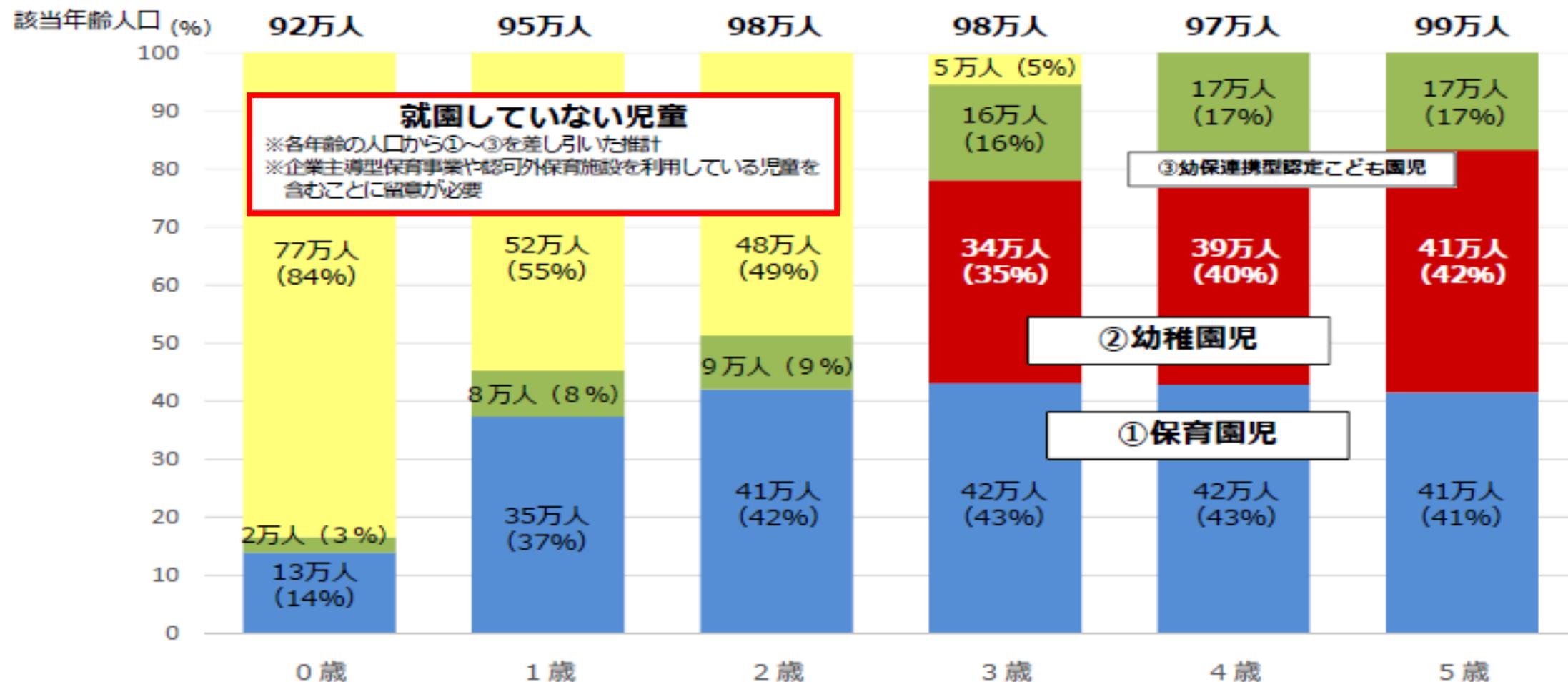
- ・ 関係大臣の権限を内閣総理大臣の権限としたこと等に伴い、必要となる経過措置を置く

### 4. 施行期日

- ・ こども家庭庁設置法の施行の日（令和5年4月1日）

# 関連情報

# 保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合（令和元年度）



**就園していない児童**  
 ※各年齢の人口から①～③を差し引いた推計  
 ※企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用している児童を含むことに留意が必要

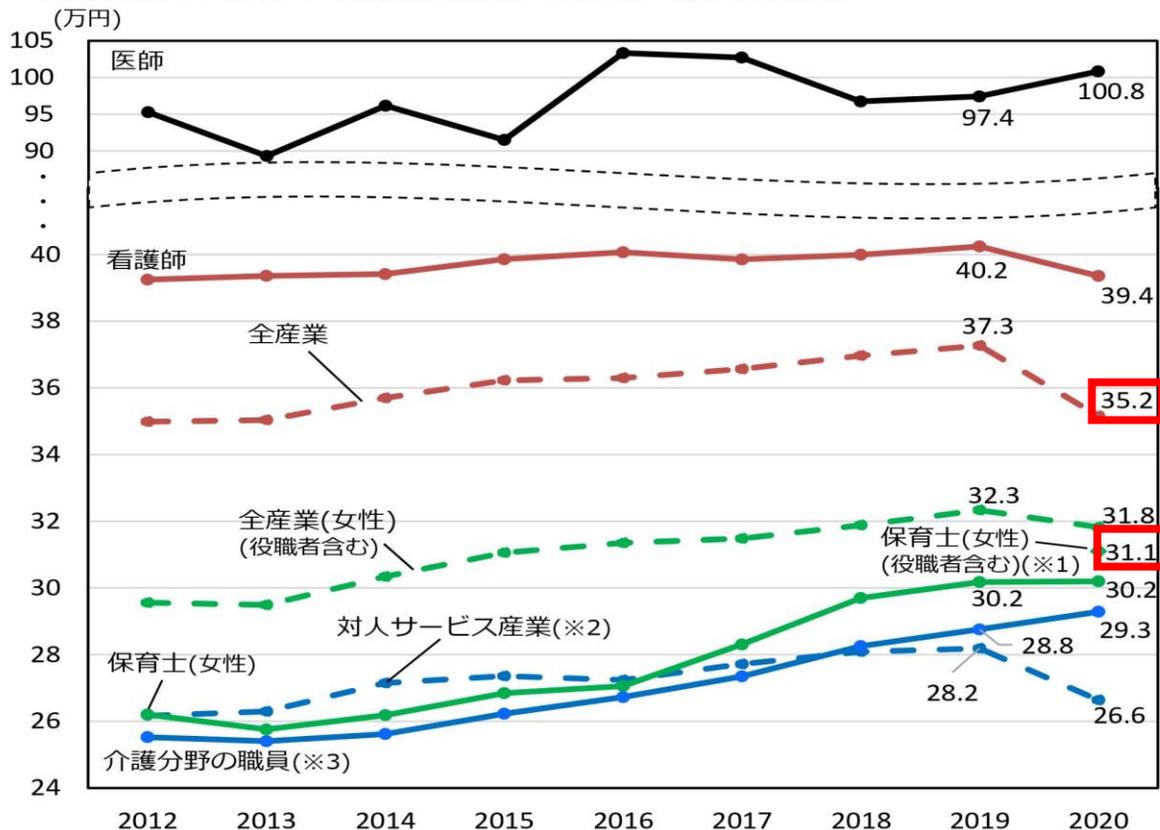
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。  
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。  
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年5月1日現在）より。  
 ※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方数量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。  
 ※「就園していない児童」は、0～5歳それぞれについて、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。  
 ※四捨五入及び各調査の時点の関係により、合計が合わない場合がある。

# 医療・福祉分野における職種別の雇用情勢

令和3年11月8日  
財政制度等審議会 財政制度分科会 資料

- 医療・福祉分野で賃金水準が低いのは、保育や介護の現場で働いている方々であり、これらの方々は女性・非正規問題と関連が深い。
- 相対的に賃金水準が高いとはいえ、新型コロナウイルス感染症への対応の最前線にいる医療の現場においては、女性・非正規問題と関連が深いのは、看護の現場で働いている方々である。

## ◆職種別平均賃金（役職者除く）の推移（月収換算）



(出所) 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」により作成。いずれも一般労働者。

(注1) 「役職者含む」としたものの以外は全て、役職者を除いた数値。

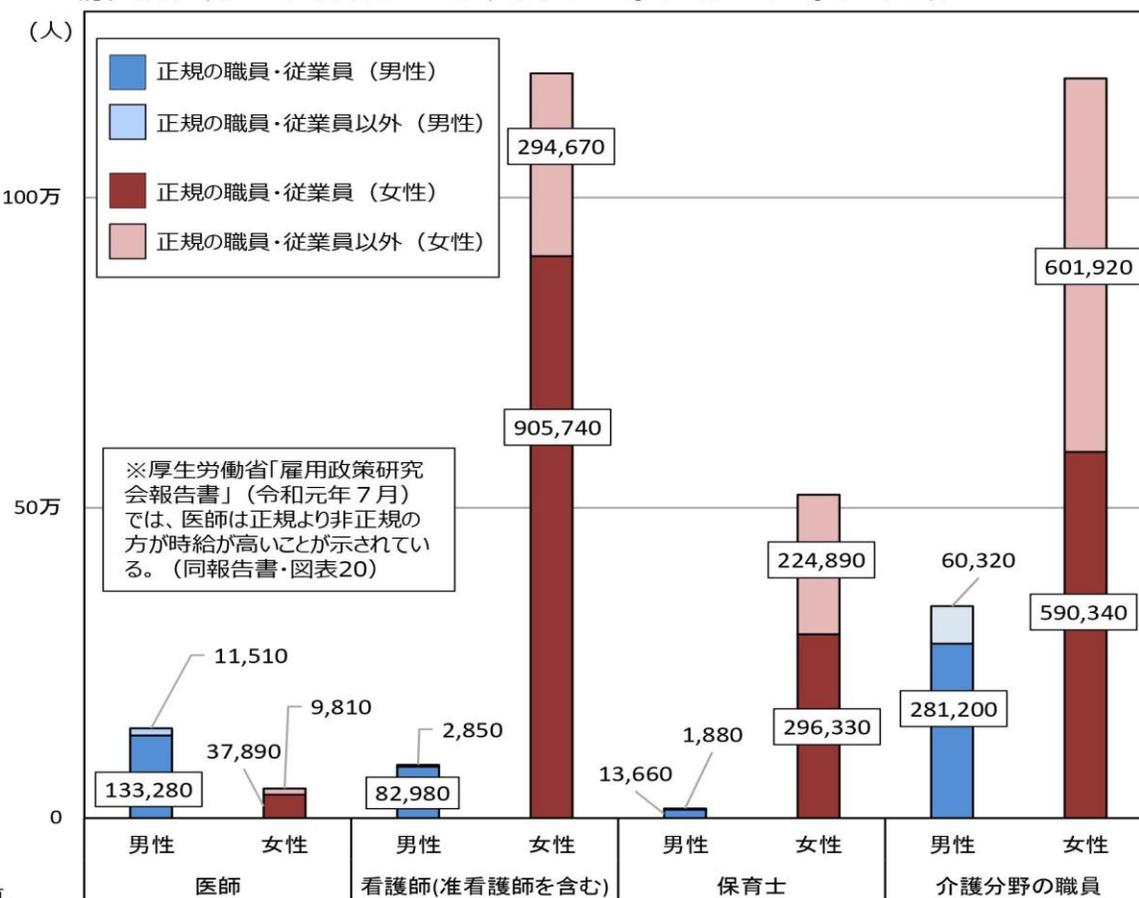
(注2) 「きまって支給する現金給与額」に「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額を月収として換算。

(※1) 職種別の賃金について、令和元年までは役職者を除いたものしか調査していなかったが、令和2年から調査方法の変更により、役職者を含んだものも調査している。

(※2) 「介護分野の職員」は、令和元年までは「ホームヘルパー」及び「福祉施設介護員」を、令和2年は「訪問介護従事者」及び「介護職員(医療・福祉施設等)」をそれぞれ加重平均したもの。

(※3) 「対人サービス産業」は、「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の加重平均。

## ◆医療・福祉分野の各職種における性別・雇用形態別雇用者数



(出所) 総務省「平成27年国勢調査」により作成

(注) 「介護分野の職員」は、「訪問介護従事者」及び「介護職員(医療・福祉施設等)」の合計

地域限定保育士について、令和3年度末までに全国展開に関する法制上の整理を含めて検討し、結論を得ることとされており、現在検討を行っているところ。

## 地域限定保育士の創設

- 地域限定保育士は、保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する「地域限定保育士」の資格を付与するもの。
- 当該3年経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能となる。
- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）において措置

※令和3年度においては神奈川県及び大阪府において実施

## 多様な主体による地域限定保育士試験の実施

- 地域限定保育士試験制度を活用した年3回目の試験実施に向けて、試験の公正性・適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能とするもの。
- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成29年法律第71号）において措置

※令和3年度においては神奈川県において実施

## 成長戦略フォローアップ（令和3年6月26日閣議決定）（抄）

### （「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施）

- 保育士不足解消のため、登録日から3年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、法制上の整理を含め2021年度中に検討し、結論を得る。

## 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（変更の届出等）

第三十五条（略）

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

（変更の届出等）

第四十七条（略）

- 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

## 自治体向けFAQ（第19.1版）

- 利用定員の減少は、子ども・子育て支援法により事業者の届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることができないことに留意すること。
- ただし、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供を行うこととされており、「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日3府省通知。令和2年9月10日最終改正。）第3の1（1）アにおいて、「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」こととされていることから、事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当。
- 利用定員は、質の高い教育・保育が提供されるよう、各施設の意向を十分に考慮しつつ、最近における実利用人員の実績や今後の見込み、市町村子ども・子育て支援事業計画への影響等を踏まえながら、適切に見直すべきもの。
- 見直しの時期は、毎年度当初に見直すことが考えられるほか、年度途中であっても、見込みをもとに設定した利用定員と実利用人員との乖離が大きく、園の経営に多大な影響を及ぼしかねない等の事情がある場合には、各施設の意向を尊重しつつ、適切に利用定員の変更を検討していただくことが考えられる。

**おわりに**

ご清聴いただき、ありがとうございました。